

令和6年12月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和6年	12月19日	開会
令和6年	12月19日	閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第17号

令和6年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年12月2日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 令和6年12月19日（木）午前10時

2 場 所 宮古市議会議事堂議場

令和 6 年 1 2 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 臨 時 会

令和 6 年 1 2 月 1 9 日（木曜日）

午前 1 0 時開議

議 事 日 程

諸 報 告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 令和 6 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 4 議案第 2 号 宮古地区広域行政組合公告式条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 3 号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

出席議員（１１名）

2 番	田 中	尚 君	4 番	昆	清 君
5 番	伊 藤	清 君	6 番	高 橋	秀 正 君
7 番	千 葉	泰 彦 君	8 番	工 藤	求 君
9 番	長 門	孝 則 君	1 0 番	佐 藤	克 典 君
1 1 番	横 田	龍 寿 君	1 2 番	上 村	浩 司 君
1 3 番	木 村	誠 君			

欠席議員（２名）

1 番	三田地	久 志 君	3 番	畠 山	和 英 君
-----	-----	-------	-----	-----	-------

説明のための出席者

管 理 者	宮 古 市 長	山 本	正 徳 君
副管理者	宮古市副市長	桐 田	教 男 君
事 務 局 長		菊 池	敦 君
総 務 課 長		川 原	栄 司 君
施 設 課 長		田 中	晋 君
消 防 長		畠 山	毅 君
消 防 次 長 兼 総 務 課 長		山 内	基 嗣 君
消 防 課 長		石 田	康 典 君
指 令 課 長		内 田	信 也 君
消 防 課 主 幹		佐々木	規 雄 君

議会事務局出席者

書	記	関 口	憲 史
書	記	山 崎	斗 夢

◎開 会

- 議長（木村 誠君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しましたので、これより令和6年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。
-

◎諸報告

- 議長（木村 誠君） 諸報告を行います。

議員派遣について報告いたします。

宮古地区広域行政組合議会会議規則第44条の規定により、議員派遣を決定し、令和6年11月13日から11月15日まで、神奈川県川崎市、川崎大規模太陽光発電所・かわさきエコ暮らし未来館及び神奈川県横須賀市、横須賀市・葉山町消防指令センターに行政視察のため、9名の議員を派遣いたしました。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（木村 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、2番、田中尚君、4番、昆清君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（木村 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議案第1号 令和6年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

- 議長（木村 誠君） 日程第3、議案第1号 令和6年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊池事務局長。

- 事務局長（菊池 敦君） 議案集1－1ページをお開き願います。

議案第1号 令和6年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ985万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,316万5,000円とするものでございます。

令和6年12月19日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出からご説明いたしますが、各費目に計上しております給料、職員手当などの人件費の補正は、岩手県人事委員会勧告に基づく改正内容による改定のほか、職員の採用、退職、異動及び実績見込みによるものでございます。

内容につきましては給与費明細書に記載しておりますので、1－11ページをお開き願います。

1の一般職、(1)総括の比較欄をご覧ください。

給料が1,309万8,000円の増額、職員手当が1,761万3,000円の増額、共済費が378万9,000円の増額、合計3,450万円の増額でございます。

次に、歳出補正予算事項別明細書でご説明いたしますので、1－6、1－7ページをお開き願います。

なお、人件費に係る補正の説明は省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費並びに3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費から6目リサイクル施設費までにつきましては、人件費に係る補正でございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費につきましては、人件費に係る補正でございます。

1－8、1－9ページをお開き願います。

2目消防施設費、委託料2万円、工事請負費221万3,000円、負担金補助及び交付金4,472万8,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。また、緊急消防援助隊設備整備費補助金の決定に伴い、財源補正を行うものでございます。

次に、歳入補正予算事項別明細書でご説明いたしますので、1－4、1－5ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金は1億930万7,000円の減額でございます。内訳でございますが、1節総務1,071万1,000円の減額、2節衛生3,267万4,000円の減額、3節消防6,592万2,000円の減額となるものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目消防費国庫補助金1,474万8,000円の増額は、歳出でご説明いたしましたので、省略いたします。

5款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入399万5,000円の増額は、消防車両の更新に伴い、不要となった車両の売払収入を計上するものでございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、前年度繰越金8,070万9,000円を計上するものです。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、議案書のページ数を言ってから質疑に入るようお願いいたします。
質疑はございませんか。

田中尚君。

○2番（田中 尚君） 1－8から1－9ページ、4款消防費、1項消防費の中の2目消防施設費について伺いたいと思います。

委託料、それから14節の工事請負費と出ておりますが、特に私が聞きたいところが14節の工事請負費、ここは多分LEDの整備に伴う残額が生じたということです、これはどう捉えたらいいものか。つまり入札結果、不用額が生じたのでというふうに私は想像しているんですが、ここは確認のため、ご説明をお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 山内消防次長。

○消防次長兼総務課長（山内基嗣君） はい、お答えいたします。

そのとおりでございます。入札結果に基づいて、この金額となったものでございます。

○議長（木村 誠君） 田中尚君。

○2番（田中 尚君） 了解したいと思いますが、その下、18節の負担金補助及び交付金ということで、4,472万8,000円の減額とありますけれども、これはここに書いておりますように、歳入のほうでは今回は緊急消防援助隊設備整備補助金ということで1,400万ほど出ておりますので、一括ということでもありますので、関連しながら伺いたいと思いますが、この4,472万8,000円も先ほどの工事請負費と同様にこれは事業費の確定に伴うという説明いただいておりますので、そういう理解でよろしいかと思うんですが、問題は歳入のほうの1－4から1－5ページ、3款国庫支出金、1項国庫補助金、この中で伺いたいと思うんですが、緊急消防援助隊設備整備ということで同額になっているわけですが、これちょっと多分3月議会のときに説明いただいているのかなという思いがあるんですが、今回このタイミングにおいて、その補助金が決定なったという経緯をもうちょっと分かりやすく知りたいなと思って聞いています。

まず、緊急消防援助隊設備整備とありますけれども、この整備の中身はどういうものになったでしょうか。お伺いいたします。

○議長（木村 誠君） 畠山消防長。

○消防長（畠山 毅君） 今年度、岩泉消防署に整備をいたします高規格救急自動車につきましては、緊急消防援助隊の登録車両の更新となります。それで、今回計上いたします緊急消防援助隊設備整備費補助金につきましては、この緊急消防援助隊の登録車両の整備に要する経費のうち、2分の1を国の予算の範囲内で補助するというものでございます。今回、国庫補助金の交付決定によりまして、財源の付け替えをするものでございます。

○議長（木村 誠君） 田中尚君。

○2番（田中 尚君） 大変失礼しました。やはり救急車両の購入ということで理解いたしました。ありがとうございます。

終わります。

○議長（木村 誠君） そのほか質疑はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 1 号

令和 6 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9, 8 5 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 8 2 3, 1 6 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 1 9 日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		3,741,996	△109,307	3,632,689
	1 負担金	3,741,996	△109,307	3,632,689
3 国庫支出金		6,859	14,748	21,607
	1 国庫補助金	6,859	14,748	21,607
5 財産収入		361	3,995	4,356
	2 財産売却収入	1	3,995	3,996
6 繰越金		1	80,709	80,710
	1 繰越金	1	80,709	80,710
補正されなかった款項にかかる額		83,803		83,803
** 歳入合計 **		3,833,020	△9,855	3,823,165

2 歳出		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		90,032	2,775	92,807
	1 総務管理費	89,629	2,775	92,404
3 衛生費		1,253,378	2,947	1,256,325
	2 清掃費	1,253,365	2,947	1,256,312
4 消防費		2,464,891	△15,577	2,449,314
	1 消防費	2,464,891	△15,577	2,449,314
補正されなかった款項にかかる額		24,719		24,719
** 歳出合計 **		3,833,020	△9,855	3,823,165

◎議案第2号 宮古地区広域行政組合公告式条例の一部を改正する条例

○議長（木村 誠君） 日程第4、議案第2号 宮古地区広域行政組合公告式条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊池事務局長。

○事務局長（菊池 敦君） 議案集2－1ページをお開き願います。

議案第2号 宮古地区広域行政組合公告式条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、事務の効率化のため、規則の公布方法を組合の機関の長による署名から記名押印に改めようとするものでございます。

条例案の主な改正の内容についてご説明いたします。

改正前の第3条は、管理者の定める規則について、第5条第1項は、管理者を除く他の機関の定める規則について、それぞれ条例の公布方法に準ずる旨の規定を削除するものでございます。

改正後の第3条は、管理者の定める規則について、第4条は、管理者を除く他の機関の定める規則について、それぞれ公布手続を記名押印とするよう改めるものでございます。

その他の改正につきましては、所要の整理でございます。

次に、附則でございますが、令和7年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上が条例案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和6年12月19日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、規則の公布の方式を署名から記名押印に変更しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

田中尚君。

○2番（田中 尚君） 先ほどの説明ですが、事務の効率化のためにという説明でございました。そこで私の疑問、これは従来は管理者であります宮古市長の山本市長自身が署名していたということから、今回は山本市長でなくても、例えば事務局の方が押印、署名の分についてはもうあらかじめプリントした状態の下で判を押して、書類の決裁を済ませるというふうに、これは宮古市のほうもそういう説明いただいているんですが、そういうところに伴って、事務の効率化プラス不正が生じないのか疑問があるんですが、つまり市長にしてみると押印も含めて、私、決裁したよという形は記録として残るわけですね。そこは逆な意味で、そういうふうなのももちろんないかと思うんですけど

も、でも、やろうと思えばそういうことができる。つまり管理者であります山本市長の相談なしに、架空とは言いませんが、そういうこともできる環境が整うという、ちょっとリスク感じるんですが、その辺どういうふうに捉えたらいいのか伺います。

○議長（木村 誠君） 川原総務課長。

○総務課長（川原栄司君） 当然、公告する場合には、市長の決裁まで取りまして、決裁文書をまずは作ります。その上で公印をつく際に、公印を厳格に管理しておりますので、公印を使用する際にはその公印管理者からその決裁を取ったという決裁文書を確認して、そこに公印管理者の印鑑を押して、公印をつくことになりますので、一般の人がそういう自分で作って公印をつくというのはできないシステムにはなっておりますので、そういったご心配はないものかと思えます。

○議長（木村 誠君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（木村 誠君） 日程第5、議案第3号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菊池事務局長。

○事務局長（菊池 敦君） 議案集3－1ページをお開き願います。

議案第3号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、本年の岩手県人事委員会給与改定に関する勧告の内容に鑑み、地方公務員法に規定された情勢適応の原則及び均衡の原則を踏まえ、一般職の職員について初任給及び若年層の給与月額を引き上げるとともに、期末勤勉手当の年間の支給月数について、現行の4.5月から0.1月引き上げ、4.6月に改定しようとするものでございます。

第1条につきましてご説明いたします。

第18条、期末手当につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の令和6年12月の期末手当の支給割合を現行の100分の68.75から100分の71.25に改めるものでございます。

第19条、勤勉手当につきましては、一般職の職員の令和6年12月の勤勉手当の支給割合を現行の100分の100から100分の110に改めるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当については、現行の100分の48.75から100分の51.25に改めるものでございます。

3－1ページから3－9ページまでの別表第1の行政職給料表及び別表第2の消防職給料表は、一般職の職員及び定年前再任用短時間勤務職員に適用される改正後の給料表で、令和6年4月1日に遡及して適用しようとするものでございます。

3－9ページをお開き願います。

第2条についてご説明いたします。

第8条、扶養手当につきましては、配偶者に係る扶養手当額を廃止し、子に係る手当額を現行の1万円から1万3,000円に引き上げるものでございます。

なお、経過措置として、令和7年度に限り、配偶者については3,000円、子は1万1,500円とする旨、本条例案の附則第7項におきまして規定しております。

3－10ページをお開き願います。

同条第5項は、扶養手当の支給に関し、必要な事項について規則で定めることを規定しようとするものでございます。

第9条は、扶養手当の支給に関し、必要な届出事項を要する規定を定めておりましたが、第8条第5項で、規則に定める規定を置いたことから削除するものでございます。

3－11ページをお開き願います。

第10条、住居手当につきましては、先ほど説明いたしました配偶者に係る扶養手当を廃止することに伴い、所要の改正をするものでございます。

第18条、期末手当につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の令和7年度以降の期末手当の支給割合を100分の70に改めるものでございます。

第19条、勤勉手当につきましては、一般職の職員の令和7年度以降の勤勉手当の支給割合を100分の105に改めるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当については100分の50に改めるものでございます。

3－12ページをお開き願います。

第20条の2、管理職員特別勤務手当につきましては、平日深夜に係る手当の支給対象となる時間帯を午前0時から午前5時までを、午後10時から翌日の午前5時までに拡大するものでございます。

第21条、通勤手当につきましては、交通機関等に係る通勤手当の額、交通用務の使用に係る通勤手当の額及び高速自動車国道等に係る通勤手当の額を合算し、1か月当たり手当の支給限度額を現行の7万5,000円から15万円に引き上げるものでございます。

3－14ページをお開き願います。

第23条は、第9条が削除されたことにより、所要の整備をするものでございます。

3－14ページから3－22ページまでの別表第1の行政職給料表及び別表第2の消防職給料表は、一般職の職員及び定年前再任用短時間勤務職員に適用される改正後の給料表で、令和7年4月1日から適用しようとするものでございます。

3－22ページをお開き願います。

第3条の附則の改正は、給与条例第9条が削除となることから、所要の整備をしようとするものでございます。

次に、附則についてご説明いたします。

第1項及び第2項につきましては、本条例の改正の施行期日等について定めたものでございます。

第3項は、令和6年4月1日より前に職務の級に異動があった職員等の号給は、権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができるものでございます。

第4項は、改正前に給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定に基づいて支給された給与の内払とみなすとするものでございます。

3-23ページをお開き願います。

第5項は、令和7年3月31日に行政職及び消防職給料表の適用を受けていた職員が、令和7年4月1日に職務の級が附則別表に掲げている号給に応じて定められた号給に切り替えるものでございます。

第6項は、令和7年4月1日より前に職務の級に異動があった職員等の新号給は、権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができるものでございます。

第7項は、さきにご説明いたしましたとおり、令和7年度における扶養手当の支給範囲及び支給額に関する経過措置を定めたものでございます。

第8項は、この条例の施行に際し、必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

3-23ページから3-29ページの附則別表は、附則第5項に係る号給の切替え表でございます。

以上が条例改正の主な改正内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和6年12月19日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、岩手県人事委員会の給与改定に関する勧告の内容に鑑み、一般職の職員の給料月額等を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 誠君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長(木村 誠君) 以上で本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員